

令和5年度 医科 愛媛県の個別指導結果

個別指導 1 件	概ね妥当 0 件	経過観察 1 件
新規個別指導 7 件	概ね妥当 1 件	経過観察 6 件

四国厚生支局に対して情報開示を行い、入手した個別指導結果通知をもとに、令和4年度に実施された保険医療機関(医科)個別指導・新規個別指導において、改善を求められた指摘事項を協会が、独自にまとめました。

個別指導

1. 傷病名

(1) 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医学的に妥当とは考えられない傷病名
 - (ア) 糖尿病型

2. 基本診療料

(1) 入院料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者に交付した高齢者医療確保法の規定による療養病床の給付を提供する場合の療養病棟における入院診療計画書について、参考様式で示している以下の項目欄への記載がない。
 - (ア) 栄養摂取に関する計画
 - (イ) 特別な栄養管理の必要性

3. 検査・画像診断・病理診断

(1) 検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 経皮的動脈血酸素飽和度測定
 - (ア) 酸素吸入を行う必要のない患者に対して算定している。

4. 診療報酬明細書の記載等

(1) 診療報酬の請求に当たっては、医師と請求事務担当者が連携を図り、適切な保険請求を行うこと。また、診療報酬明細書を審査支払機関に提出する前に、医師自ら点検を十分行うこと。

(2) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。(傷病名)
- ② 肛門鏡検査で算定すべきところを創傷処置で算定している。

5. 自主返還に係る事項

(1) 算定要件を満たしていない経皮的動脈血酸素飽和度測定

新規個別指導

1. 診療録

- (1) 診療録は、保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと(特に、症状、所見、治療計画、説明内容等について記載内容の充実を図ること)。
- (2) 診療録第1面(療養担当規則様式第一号(一)の1)及び診療報酬明細書に記載している傷病名について、その傷病を診断した経緯又は根拠について 診療録への記載が不十分である。
- (3) 紙媒体の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。診療を担当する保険医の署名又は記名押印が診療の都度なされていないため、診療の責任の所在が明らかでない。
- (4) 電子的に保存している記録の管理・運用について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① パスワードが英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列又は英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列となっていない。
 - ② 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。

2. 基本診療料

- (1) 初・再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 時間外加算
 - (ア) 患者の受付時間が記録などで適切に管理されておらず、算定の根拠が不明である。
 - ② 夜間・早朝等加算
 - (ア) 診療録に受診時間の記載がなく、算定の根拠が不明である。
 - (イ) 患者の受付時間が記録などで適切に管理されておらず、算定の根拠が不明である。
- (2) 入院基本料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 有床診療所急性期患者支援病床初期加算
 - (ア) 急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者以外の者に対して算定している。

3. 傷病名

- (1) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名(いわゆるレセプト病名)が認められた。レセプト病名を付けて保険請求することは、不適切なので改めること。診療報酬明細書の請求内容を説明する上で傷病名のみでは不十分と考えられる場合には、摘要欄に記載するか、別に症状詳記(病状説明)を作成し診療報酬明細書に添付すること。

- ① ヨクイニンエキス散の適用外投与に際して付与した尋常性疣贅
- (2) 傷病名の記載文は入力について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 傷病名の開始日の記載がない。
 - ② 診療録第1面(療担規則様式第一号(一)の1)に傷病名が記載されていないものがあった。
- (3) 傷病名の内容について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 部位、左右の別の記載がない傷病名
- (4) 傷病名を適切に整理していない例が認められたので改めること。
 - ① 重複して付与している、または類似の傷病名

4. 処置

- (1) 創傷処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 処置を実施したこと及び処置した範囲について 診療録への記載が無い。

5. 在宅医療

- (1) 在宅医療について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

6. 医学管理料

- (1) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について 診療録への記載がない。
- (2) 特定疾患療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 治療計画に基づく、服薬、運動、栄養等の療養上の管理内容の要点について 診療録への記載が不十分である。
- (3) 薬剤情報提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録等に薬剤情報を提供した旨の記載がない。

7. 管理・請求事務・施設基準等に係る事項

- (1) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 実際の診療録の内容と診療報酬明細書上の記載が異なる。(傷病名)

8. 自主返還に係る事項

- (1) 算定要件を満たしていない特定疾患療養管理料
- (2) 算定要件を満たしていない薬剤情報提供料
- (3) 算定要件を満たしていない有床診療所急性期患者支援病床初期加算